

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月14日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第11号

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年見附市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「年額130万円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第20条第2項第3号ウ中「国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）その他の市長の定める法人において、」を削る。

第21条第1項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第2項中「の規定を適用する」を「に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第21条の2第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。